

平成 2 9 年 度

荏 田 町 健 全 化 判 断 比 率
及 び 資 金 不 足 比 率 審 査 意 見 書

荏 田 町 監 査 委 員

30 荊監第41号

平成30年8月9日

荊田町長 遠 田 孝 一 様

荊田町監査委員 塩 田 繁

同 常 廣 直 行

平成29年度決算に基づく荊田町健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により
審査に付された平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定
の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について意見を付して提出する。

平成29年度荻田町健全化判断比率の審査意見

第1 審査の対象

- 1 平成29年度決算に基づく健全化判断比率
 - (1) 実質赤字比率
 - (2) 連結実質赤字比率
 - (3) 実質公債費比率
 - (4) 将来負担比率
- 2 健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類及びその他関係書類

第2 審査の期間

平成30年8月3日から平成30年8月8日

第3 審査の方法

審査は、町長から審査に付された平成29年度決算に係る健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類に基づき、関係法令に準拠し、適正に算定されているか、算出過程に誤りはないか及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

審査に付された平成29年度決算に係る健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

健全化判断比率は、下記のとおりである。

健全化判断比率の状況

(単位：％)

区 分		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
比 率	29年度	－	－	11.5	83.6
	28年度	－	－	11.4	105.2
	対前年度増減	－	－	0.1	△ 21.6
早期健全化基準		13.54	18.54	25.0	350.0
財政再生基準		20.00	30.00	35.0	

(注) 実質赤字比率、連結実質赤字比率は赤字額がない場合は「－」を記載した。

※個別意見

①実質赤字比率について

平成 29 年度は実質収支が黒字であるため、実質赤字比率は、算式より $\Delta 11.18\%$ (Δ は黒字を意味している。以下同じ。)となり、早期健全化基準の 13.54% と比較するとこれを下回り、良好な状態にあると認められた。

②連結実質赤字比率について

平成 29 年度は連結実質収支が黒字であるため、連結実質赤字比率は、算式より $\Delta 28.06\%$ となり、早期健全化基準の 18.54% と比較するとこれを下回り、良好な状態にあると認められた。

③実質公債費比率

実質公債費比率 (3 か年平均) は 11.5% となり、早期健全化基準の 25.0% と比較するとこれを下回っている。しかし前年度から 0.1 ポイント悪化した要因としては、地方債の元利償還金が増加したこと、基準財政需要額算入額が減少したことによる。

④将来負担比率について

平成 29 年度の将来負担比率は 83.6% となり、早期健全化基準の 350.0% と比較するとこれを下回っている。前年度と比較すると 21.6 ポイント大きく改善した。これは分子となる将来負担額が $1,110,721$ 千円と大きく減少したためである。主な要因は地方債現在高が $928,354$ 千円減少したこと、そこから控除する充当可能財源等も基金の増加などで $119,006$ 千円増加したこと並びに分母となる標準財政規模が $494,669$ 千円と大幅に増加したためである。

第5 総合意見

財政状況に僅かながら改善の兆しが見られる。4つの健全化指標は、いずれも早期健全化基準を下回っており、実質公債費比率は現状で平成 29 年度に地方債償還がピークを迎えており、今後好転することが予想される。将来負担比率は大きく改善されたが、町村レベルではまだ高い水準にあり、引き続き財政健全化に取り組む必要がある。

今後も医療や福祉サービスなどの社会保障費や公共施設等の更新整備・維持補修にかかる経費の増加が見込まれることから、財政負担は著しく増加していくことが予測される。したがって財政健全化に向けた取り組みを着実に進め、将来の財政負担に備えていくよう強く要望する。

平成 29 年度荊田町公営企業会計の資金不足比率の審査意見

第 1 審査の対象

- 1 平成 29 年度決算に基づく公営企業会計の資金不足比率
- 2 資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類及びその他関係書類

第 2 審査の期間

平成 30 年 8 月 3 日から平成 30 年 8 月 8 日

第 3 審査の方法

審査は、町長から審査に付された平成 29 年度決算に係る荊田町公営企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類に基づき、関係法令に準拠し、算定されているか、算出過程に誤りはないか及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

第 4 審査の結果

審査に付された平成 29 年度決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

公営企業会計における資金不足比率は、下記のとおりである。

資金不足比率の状況

(単位：％)

事業会計の名称	比 率			経営健全化基準
	29年度	28年度	対前年度増減	
荊田町水道事業会計	—	—	—	20.0
荊田町下水道事業会計	—	—	—	
荊田臨空産業団地開発事業特別会計	—	—	—	

(注) 資金不足額がない場合は「—」を記載した。

※個別意見

①水道事業会計について

決算審査意見書に記載した財務の短期流動性を表示する流動比率は279.1%となっている。また、資金不足比率は△139.6%（1年以内償還の企業債は流動負債として計上するよう改められたが、資金不足比率の算定においては、算入対象とはならないため流動負債から除外して計算している）となっている。

経営健全化基準の20.0%と比較すると、引き続き良好な状況にあると認められる。

②下水道事業会計について

決算審査意見書に記載した財務の短期流動性を表示する流動比率は88.6%（公共下水道事業77.0%、農業集落排水事業285.3%）となっている。また、資金不足比率は△76.2%（1年以内償還の企業債は流動負債として計上するよう改められたが、資金不足比率の算定においては、算入対象とはならないため流動負債から除外して計算している）となっている。

経営健全化基準の20.0%と比較すると、引き続き良好な状況にあると認められる。

③荻田臨空産業団地開発事業特別会計について

経営健全化審査における資金不足比率を算出するにあたって、平成29年度歳入歳出差引額に販売可能な土地の収入見込み額を算入して計算した。

資金不足比率は△100.0%となっており、経営健全化基準の20.0%と比較すると、引き続き、良好な状況にあると認められる。

第5 総合意見

資金不足比率が経営健全化基準を下回っており、現時点では特に指摘すべき事項はないが、今後とも行財政改革を常に意識し、健全な企業経営を着実に進めていくよう努められたい。ただ、下水道事業会計については、一般会計からの繰入削減を意識しながらより健全な財政運営を行っていくことを要望する。